東村山市立東萩山小学校　学校いじめ防止基本方針

令和７年４月

１　基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、いじめはどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

（１）いじめを生まない、許さない学校づくり

＜いじめに関する子供たちの理解を深める＞

子供たちがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業や児童会（生徒会）等による主体的な取組への支援を通じて、子供たちがいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

（２）子供たちをいじめから守り通し、子供たちのいじめの解決に向けた行動を促す

＜いじめられた子供を守る＞

いじめられた子供からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた子供が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子供を組織的に守り通す取組を徹底する。

＜子供たちの取組を支える＞

周囲の子供たちが、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の子供の発信を促すための子供たちによる主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた子供を守り通す。

（３）教員の指導力の向上と組織的対応

＜学校一丸となって取り組む＞

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。

＜社会総がかりで取り組む＞

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

２　いじめ防止に関する学校の組織体制等

（１）「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者（学校運営協議会委員等）

（２）「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

特別委員会に位置付け、必要に応じて開催する。いじめの早期発見については、毎週実施する生活指導夕会、月例の特別支援校内委員会等で情報を共有することで確実に実施する。

（３）「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容　【実施予定時期等も記載する。】

・いじめに関する校内研修の計画、実施【８月、１１月】
・「学校サポートチーム」との連絡会議等の開催【長期休業前】
・「いじめや命に関する授業」の実施に関する計画、実施【６月、１１月、２月】
・児童会による取組への支援【６月、１０月】
・「いじめ実態調査」（本校の「児童振り返りカード」）の実施・分析・活用【６月、１１月、２月】
・「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察等の実施や結果分析等【月１回】
・学校だよりや保護者会等の積極的な活用【年間２回程度】
・被害の子供・保護者に対するケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等【対応時】
・スクールカウンセラー等による面談、結果集約及び対応【小５年度当初】
・「担任等との二者面談」の計画、実施【年間１回】（希望があれば随時面談）

（４）「学校サポートチーム」の構成（役職等）

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、担当教員、PTA 代表、民生・児童委員
スクールサポーター、その他学校長が必要と認めた者

（５）「学校サポートチーム」の主な取組内容

・万が一、いじめが発生した場合、学校いじめ対策委員会で対応を検討すると同時に、校内での対応に加えて問題が校内に留まらずに校外へ波及することが懸念される場合にメンバーを召集する。
　該当する児童と保護者だけでなく、その他の保護者や地域への対応を検討実施する。

３　４つの段階に応じた具体的な取組

（１）未然防止のための取組

・ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「振り返りカード」等の実施により児童の実態を十分に把握したりした上で、よりよい学級経営を行う。
・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高め、自他ともに大切にしようとする態度を養う。
・ユニバーサルデザインを意識した授業を実践し、わかる喜びを感じることのできる授業づくりを行う。
・たてわり班活動を通して、学年に応じた自己の役割を意識させ、協力したり協調したりして人とより良く関わる力を身に付けさせる。
・生活指導夕会において、いじめが疑われる場合は速やかに報告し、教職員の共通理解を図る。

（２）早期発見のための取組

・出欠確認時の観察だけでなく、授業中はもちろんのこと、休み時間や給食時間を活用して児童の状況を把握する。
・年間３回実施予定の「児童振り返りカード」だけでなく、「いじめ発見のためのチェックシート」を実施して児童の状況を把握する。またその結果に基づいて、児童との面談を行い、思いをくみ取る。
・スクールカウンセラーによる児童の行動観察を行い、的確な状況把握を行う。また、５年生を中心に面談を実施する。
・いじめの発生が疑われる、また、実際にいじめが起きてしまっている等、いかなる場合においても時系列に沿って記録を行う。記録は次の事案が発生した場合に確実に引き継ぎ、対応のための資料とする。

（３）早期対応のための取組

①初期対応の取組

・児童、保護者からの相談があった場合、管理職に報告するとともに、事実の有無を速やか且つ的確に確認し、迅速に対応する。

②被害児童・生徒への取組

・気持ちを汲み取り、心の安定が図れるよう支援する。また、安心して学校生活を送ることができるようにするため、場合によっては、別室等において授業を行う等の措置を講じる。

③加害児童・生徒への取組

・いじめは決して許されることでないということを徹底して指導するとともに、いじめを行ってしまった心の内を察して、その心に寄り添った指導を継続して行う。

④周囲の児童・生徒への取組

・学級の指導や道徳の時間等を利用し、繰り返し、いじめをしない・させないことの大切さを指導する。いじめを発見した際は、見て見ぬふりをせず、解決に向けて努力するよう促す。

⑤その他（学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等）

・いじめが発生した場合、迅速に報告・連絡を行い、具体的な連携の内容を学校側から提示し、協力を仰ぐ。

（４）重大事態への対処

東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、児童相談所、その他関係機関等との連携を行う。

被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

４　校内における研修体制

・生活指導全体会（年３回）を通して、研修を行う。
・教育相談研修（8 月）を通して、ケースに応じた研修を行う。
・職員会議や生活指導夕会を有効に活用し、短時間ではあっても、できるだけ回数を確保して研修を行う。

５　検証と改善

・月 1 回行う校内委員会を通して、現状の把握とともにその取り組みに付いて検証と改善を行う。
・6・11・2 月に行う「こころのアンケート」を検証として位置付け全教員間でその結果の共通理解を図る。
・学校評価でいじめ防止に対する取り組みについて、検証と改善について話し合うこととする。